

契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、「全図協 総合補償制度のご案内」(以下「パンフレット」といいます。)をご参照ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 制度の仕組み

この保険は、一般社団法人全国図書教材協議会を保険契約者とし、会員販売店の皆様が保険の補償を受けられる方(以下「被保険者」といいます。)とする保険契約です。

(2) 商品の仕組み

次のような場合に保険金をお支払いします。

①施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険

被保険者が、搬入先の敷地内(学校内)で生じた対人・対物事故により法律上の賠償責任を負った場合に、被害者に支払うべき損害賠償金を保険金としてお支払いします。

②少額現金・小切手運送保険

被保険者の業務にかかわる現金・小切手等を対象とし、輸送中や事務所での保管中の損害を保険金としてお支払いします。

(3) 補償内容

①保険金をお支払いする場合

パンフレットをご参照ください。

②保険金をお支払いできない主な場合

パンフレットをご参照ください。

(4) 保険期間(保険のご契約期間)

この保険の保険期間(保険のご契約期間)は、ご契約の始期日から1年間です。

(5) 引受条件(ご契約金額等)

パンフレットでご確認ください。

2. 保険料

保険料はご契約金額、年間売上高により決定されます。

3. 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は全額を払い込む一時払となります。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 脱退時の返れい金の有無

この保険契約から脱退される場合は、パンフレットに記載の連絡先までご連絡ください。なお、脱退に際しては、既に払込みいただいた保険料の一部を返れい金としてお支払いする場合がございます。詳しくは取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

A19-0318-20201001

注意喚起情報のご説明

ご加入に際してご加入者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、「パンフレット」をご参照ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

1. クーリングオフ制度

お申込み後であってもお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができる制度がありますが、企業等をご契約者とするご契約はクーリングオフの対象とはなりません。ご加入の際は、ご契約内容を十分にご確認ください。

2. 告知義務等

(1) ご加入時における注意事項（加入依頼書の記載上の注意事項）

- ①ご加入に際し、保険会社が重要な事項として告知を求めた事項（以下「告知事項」といいます。）にご回答いただく義務（告知義務）があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、変更後に生じた事故については、保険金をお支払いできないことがあります。
- この保険では加入依頼書に★印が付された項目が告知事項となりますので、ご注意ください。

(2) ご加入後における留意事項

- ①ご加入後に、加入依頼書の記載内容に変更が生じた場合は、すみやかに取扱代理店にご通知ください。
- ②事故が発生した場合は、すみやかにパンフレットに記載の連絡先までご連絡ください。なお、ご連絡が遅れますと保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

3. 保険責任の開始日時

- ①施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険
保険責任は保険期間の初日の午後4時に始まります。
- ②少額現金・小切手運送保険
保険責任は保険期間の初日の午前0時に始まります。

4. 保険金をお支払いできない主な場合

パンフレットをご参照ください。

5. 保険契約の無効・取消し

- (1) ご加入者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険に加入された場合は、ご契約は無効となります。この場合は、保険料は返還しません。
- (2) ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって保険に加入された場合は、ご契約の取消しをさせていただきます。この場合は、保険料は返還しません。

6. 重大事由による保険契約の解除

ご加入後に次の事由が生じた場合には、ご契約を解除することがあります。また、その場合には保険金もお支払いできません。

- ①ご加入者または被保険者が保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせたことまたは生じさせようとしたこと
- ②保険金の請求に関し、被保険者に詐欺行為があったことまたは詐欺行為を行おうとしたこと
- ③ご加入者または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められること
- ④上記①～③のほか、ご加入者または被保険者が、保険契約の存続を困難とする上記と同等の重大な事由を生じさせたこと

7. 脱退時の返れい金

この保険契約から脱退される場合は、パンフレットに記載の連絡先までご連絡ください。なお、脱退に際しては、脱退時の条件によって、既に払込みいただいた保険料の一部を返れい金としてお支払いする場合がございます。返れい金の額については取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

8. 万一事故が発生した場合には

- (1) 事故が発生した場合は、保険金の請求書、損害の程度を証明する書類をご提出いただきます。また、必要に応じて、詳しい事故の原因・発生状況、保険契約の有効性等の確認のために必要な書類をご提出いただくことがあります。具体的な必要書類につきましては、保険金請求時にご案内いたします。
- (2) 保険金請求権については、時効（3年）がありますのでご注意ください。

9. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金および返れい金の支払が一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・契約内容に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は、取扱代理店または共栄火災営業店にご連絡ください。

もしも事故が起こったら・・・

すみやかに取扱代理店・共栄火災営業店または下記までご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス「あんしんほっとライン」

0120-044-077（通話料無料）

<指定紛争解決機関>

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 [ナビダイヤル・通話料有料]

【受付時間】 平日 午前9:15～午後5:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

お客さまに関する情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報等は、所属団体が事務手続き等のために利用するほか、引受保険会社が引受の審査、本契約の履行、引受保険会社およびグループ会社が保険商品・各種サービスの案内・提供等のために利用することがあります。また、上記利用目的の範囲内において、業務委託先、医療機関、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等に提供することがあります。

詳しくは共栄火災海上保険株式会社のホームページ

(<https://www.kyoeikasai.co.jp/>)をご覧ください。

ご加入の前にこれらの個人情報の取扱いに同意のうえお申込みください。

ご加入内容の確認事項

～ お申込みいただく前にご確認いただきたい事項 ～

本確認事項は、ご加入いただく保険がお客さまのご希望を満たした内容となっていること、加入依頼書の内容が正しく記載されていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが、重要事項説明書やパンフレットを参照しながら、以下の事項について再度ご確認のうえ、ご加入いただきますようお願いいたします。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

【ご確認いただきたい事項】

1. ご加入内容が以下の点でお客様のご意向に合致しているか、よくご確認ください。

☐ 補償の種類（保険種類・補償する事故の範囲）

☐ 補償の内容（お支払いする保険金の種類、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など）や特約の内容

☐ 保険金額（支払限度額・ご加入タイプ）

☐ 保険期間（ご契約期間）

☐ 保険料・お支払方法（払込方法）

2. 加入依頼書の記載内容に誤りがないかご確認ください。

3. 重要事項説明書の内容にご不明な点がないかご確認ください。